

①提案主体の氏名又は団体名(必須)	③提案名(必須)	④事業の実施場所(任意)	⑤具体的な事業の実施内容(必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
<p>社会福祉法人ウエルライフ</p>	<p>ベトナム人向けの介護福祉士養成学校(篠山学園)設立に伴い、その卒業生に対し介護職で在留資格を与える件</p>	<p>兵庫県篠山市及び川西市</p>	<p>添付の事業計画書の通り、2017年9月に開校を予定している介護福祉士養成学校「篠山学園」(各種学校)は2016年3月に廃校になった兵庫県立篠山産業高校丹南校の一部を借用し開校を予定している。その目的は、2025年には30万～40万人も不足するとされている介護従事者育成に対応するものである。また、過疎化が著しい篠山市における地域の活性化も目的にしている。その養成学校が介護実習を委託する主たる事業所がある篠山市と川西市において卒業後に介護職として就労するためのビザの発給を認める。(川西市は社会福祉法人ウエルライフのグループ法人である医療法人協和会の所在地)</p>	<p>ベトナム人の女性で、養成校入学時は日本語能力試験のN2以上の日本語能力を有する学生で、開校時は1学年40人、3年目から1学年80人の入学を予定している。これらの学生は在学中は昼間に週28時間以内のアルバイトを認められており、地域の方々との交流も兼ねて介護施設、企業、商店、農家の若手労働力として活用できるメリットがある。卒業後は篠山市、川西市の介護・医療の事業所における就労により介護職の人員不足を解消し、介護職の人員不足により断念を余儀なくされていた新たな介護事業所の設立にも寄与できる。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法において在留資格に介護が含まれていない</p>	<p>出入国管理及び難民認定法「別表第一」</p>	<p>2015年3月6日に閣議決定された内容の通り、出入国管理及び難民認定法「別表第一」の在留資格に介護を追加する</p>